

香芝市福祉事務所事務決裁規程を次のように定める。

令和3年3月31日

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市福祉事務所事務決裁規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、香芝市福祉事務所長（以下「所長」という。）の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 所長の権限に属する事務の処理に関し最終的な意思決定を行うことをいう。
- (2) 代決 所長が不在のときあらかじめ認められた範囲内で一時所長に代わって決裁することをいう。
- (3) 不在 出張、病気その他の理由により意思決定を行うことができない状態をいう。

(決裁順序)

第3条 決裁を要する事務は、決裁を受けるべき事務を所管する上席の職員から順次所属の上司の回議を経て、所長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第4条 所長が不在のときは、所管課長（所長の権限に属する事務のうち、健康部が所管するものにあつては、健康部長）がその事項を代決する。

2 前項の場合において、代決すべきものが不在であるときは、決裁すべき事項に係る職員の中で最上位の職階にある者が代決する。

(代決の範囲)

第5条 前条の規定による代決は、あらかじめ指示を受けた事項又は緊急を要する事項に限りこれを行うことができる。ただし、重要な事項及び異例であり、又は疑義のある事項については、代決することができない。

(後関)

第6条 第4条の規定により代決した事項については、その後遅滞なく所長の後関を受けなければならない。

(回議の場合の準用)

第7条 決裁に至るまでの手続過程において回議を受ける者が不在の場合においては、前3条の規定を準用する。

2 前項の場合において、回議を受ける者及び代決権限を有する者がともに不在の場合は、「不在」として所長の決裁を受けることができる。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。